

## 免許状更新講習の開設についてお願い

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

平成21年度から開始された教員免許更新制においては、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、大学等で開講される30時間の免許状更新講習を受講することにより、最新の知識技能を身に付けることとされています。

免許状更新講習については、これまでも各大学に対し積極的な開設をお願いし、多くの大学に御協力いただいているところです。しかしながら、現在、子ども・子育て支援新制度に伴い、幼保連携型認定こども園の保育教諭や幼保連携型認定こども園への移行可能性を踏まえた認可保育所の保育士の受講ニーズが増大しており、また、平成30年度には旧免許状所持者の受講対象年齢が広まるとともに新免許状所持者の受講期間が本格的に始まることから、大幅な受講者数の増加が見込まれている（多いところで今年度の2倍以上）ため、全般的に講習数が不足することが予測されます。

こうした状況に鑑み、とりわけ教職課程を有する大学におかれては、各地域における教育研究機関としての存在価値を高め、教員免許状を取得した卒業生等のリカレント教育機関として継続的な学びの場を提供するといった観点から、今後も積極的な講習開設の御検討をお願いします。特に、幼稚園の教諭や保育教諭向けに内容を特化した講習（必修領域、選択必修領域及び選択領域それぞれ）が不足していますので、開設を御検討願います。（検討に際しては、適切な規模の開設に資するため、教育委員会等との連携・情報交換や、卒業生・学校教育関係団体等に対するニーズ調査を行うことも考えられます。）

また、文部科学省では、全国各地域において免許状更新講習が十分に開設されるよう、講習開設者である大学等に対して、一定の要件を満たした場合に「教員講習開設事業費等補助金」により、講習の開設・開発に係る経費の一部を補助しています（裏面参照）。当該補助金の申請にあたっては、公募要領等を御確認の上、文部科学省に御相談ください。

### 【本件担当】

文部科学省 初等中等教育局教職員課教員免許企画室

電話：03-5253-4111（代表） E-Mail：menkyo@mext.go.jp

○免許状更新講習の開設について …認定係（内線 3574・3575）

○教員講習開設事業費等補助金について …更新係（内線 3572）

<文部科学省ホームページ>免許状更新講習を開設予定の方々へ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/008/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/index.htm)

# 教員講習開設事業費等補助金

平成29年度予算額 55,513千円  
(平成28年度予算額 55,513千円)

大学における教員の現職教育への支援を行うため、

- ①山間地・離島へき地や交通の便が悪い等の地域事情により講習の開設が困難な地域の教員に対する講習を開設する大学
- ②少数教科・特殊な科目を担当する教員に対する講習を開設する大学
- ③障害のある教員に対する講習を開設する大学
- ④学校現場と連携・協働した実践的講習を開設する大学
- ⑤通信・放送・インターネット等を活用した講習を開発する大学

等へ、予算の範囲内で補助金を交付する。

## ① 山間地離島へき地等講習開設事業

山間地離島へき地などの近隣に大学が存在しない地域や、交通の便が悪い等の地域事情により講習の開設が困難な地域において、大学等が出張形式にて講習を開設する場合に一定の補助を行う。  
(交付額は、補助対象となる免許状更新講習の開設経費から受講料収入を差し引いた差額分)

## ② 特殊要因教科・科目免許状更新講習開設事業

対象教員が少人数の教科や科目、領域等に対応した講習を開設する場合に一定の補助を行う。

- (例) ・ 商業、水産、農業、特別支援教育、技術、音楽、体育、地学、小学校英語等の選択講習の開設  
・ 当該地域において開講数が少ない幼稚園教諭や栄養教諭を対象とした選択講習の開設  
・ 秋・冬期等、更新講習の受講者が少ない時期に、急遽、採用が決定したために講習の受講が必要となった者等に対する講習(eラーニングや通信を含む)の開設 等  
(交付額は、補助対象となる免許状更新講習の開設経費から受講料収入を差し引いた差額分)

## ③ 免許状更新講習障害者支援事業

障害のある教員を受講者として受け入れて、必要な支援を行った場合に一定の補助を行う。

- (例) 視覚障害のある教員に対する点訳資料・問題の作成 等  
(交付額は、補助対象となる経費(手話通訳、点訳等の必要な支援を行うための経費)の総額)

## ④ 学校現場と連携・協働した実践的講習開設支援事業

大学と教育委員会が連携し、講習内容や講師派遣等について協議を行いながら、学校現場に即した実践的講習を開設する場合やシンポジウム等を開催する場合に一定の補助を行う。  
(交付額は、補助対象となる免許状更新講習の開設経費から受講料収入を差し引いた差額分)

## ⑤ 通信・放送・インターネット等による講習開発支援事業

受講者数の増加する今後に向けて、講習数の確保を図るため、通信・放送・インターネット等による講習を増設する場合に、一定の補助を行う。

- (例) 通信・放送・インターネット等による講習開発・コンテンツ作成 等  
(交付額は、補助対象となる経費(コンテンツ開発に係る経費)の総額)

※本補助金の公募要領等は、文部科学省ホームページから御確認いただけます。

トップページ>教育>教員の免許、採用、人事、研修等>教員免許更新制>免許状更新講習を開設予定の方々へ  
>平成29年度教員講習開設事業費等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/008/hojo/1280785.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/hojo/1280785.htm)